



一本松土地区画整理事業 区画整理通信

令和7年5月第46号
発行：鶴ヶ島市区画整理課

皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より一本松土地区画整理事業に対しまして、御理解、御協力を賜り深く感謝申し上げます。

前号でお知らせいたしましたとおり、お陰様を持ちまして令和7年1月31日に事業の実質的な完了となる「換地処分公告」を終えることができました。このことに対しましても心より感謝申し上げます。

今後につきましても、清算金等の重要な手続きを進めてまいりますので、引き続き皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

今回の区画整理通信では、今後のスケジュール（予定）等についてお知らせいたします。

スケジュール（予定）について

別紙に記載しております。

換地処分について

坂戸都市計画事業一本松土地区画整理事業につきましては、土地区画整理法第103条第4項の規定により、令和7年1月31日（金曜日）付けで埼玉県知事が「換地処分公告」を行いました。

これに伴い、換地処分公告の翌日である令和7年2月1日（土曜日）に、従前地から換地へ権利が移行し、地番・地目・地積・清算金等が確定しました。

換地処分公告に伴う関連事務及び届け出の終了について

換地処分公告の翌日（令和7年2月1日）から次の事務及び届け出の受付は終了しました。

- ・仮換地証明書、底地証明書、保留地証明書等の諸証明の発行
- ・建物の新築・増築・改築等についての土地区画整理法第76条許可申請
- ・物件設置許可申請
- ・土地の分筆、合筆前の施行者への事前確認
- ・所有権が変更となったときの施行者への届け出

法務局による登記事務停止（登記閉鎖）について【5月20日現在】

法務局では、換地処分の公告の翌日（令和7年2月1日）から、登記の書替えが完了するまでの間、施行地区内の土地及び建物に関しては、一般の所有権移転、権利の設定、抹消等の登記申請ができません。

売買等で登記を行う予定がある場合はご注意ください。登記閉鎖が解除された際には、改めてお知らせいたします。

竣功記念パンフレットについて

事業の実質的な完了に伴い、竣功記念のパンフレットを作成いたしました。同封いたしましたのでご覧ください。



御理解、御協力宜しくお願いいたします。

◎お問合せ先

鶴ヶ島市 都市整備部 区画整理課

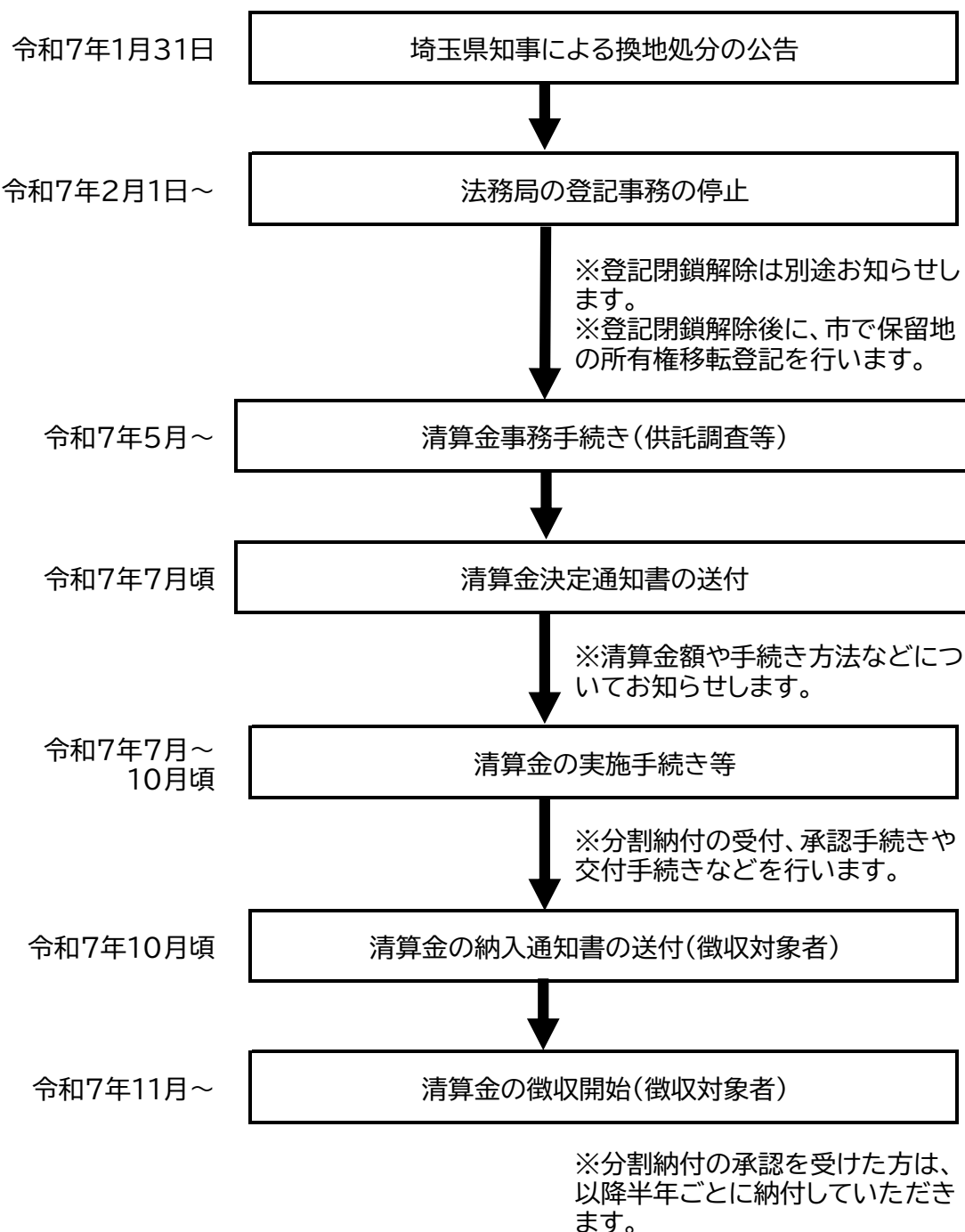
鶴ヶ島市大字三ツ木16番地1

電 話 049-271-1111（内線291・294）

F A X 049-271-1190

Eメール 10600060@city.tsurugashima.lg.jp

スケジュール（予定）について



※清算金の徴収又は交付手続きの詳細については、清算金決定通知書送付時にご案内を同封いたします。

※保留地の所有権移転登記についてのお手続きは、別途ご連絡いたします。